

年 月 日

情報端末等持ち込み使用管理票

所 長	部 長	課 室 長

持ち込み使用する者の 職 氏 名		印	
持ち込み使用する 情 報 端 末 等		<input type="checkbox"/> パソコン <input type="checkbox"/> モバイル機器 <input type="checkbox"/> USBメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	
持ち込み使用を必要とする理由 (研究名等、具体的に記入すること。)			
情報 端 末 等 の 状 況	メーカ・機種等		
	ウイルス対策ツールがインストールされ、 パターンファイルが最新の状態である。 <small>(モバイル機器等でOSに有効なウイルス対策ツールが存在しない場合は、備考欄に その旨を記載すること。)</small>	は い ・ いいえ	
	オペレーティングシステム (OS) が最新の 状態である。	は い ・ いいえ	
	ファイル共有ソフトウェアや不正プログラム がインストールされていない。	は い ・ いいえ	
使 用 期 間		年 月 日から 年 月 日まで	
備 考			

※ 持ち込み使用する際は、裏面の「情報端末及び記録媒体の持ち込み使用に関する遵守事項」を必ず確認し、遵守すること。

情報端末及び記録媒体の持ち込み使用に関する遵守事項

総合教育センター内で配備されたもの以外の情報端末（パソコン、モバイル機器等）及び記録媒体（USB メモリ等）を持ち込み使用する場合の遵守事項は、「愛知県情報セキュリティポリシー」に基づき、以下のとおりとする。

○配備されたもの以外のパソコン、モバイル機器、記録媒体等を業務に利用しないこと。ただし、利用しなければ職務の遂行に支障をきたすとして、情報端末等持ち込み使用管理票（様式2）により情報セキュリティ管理者である所長の許可を得た場合を除く。

【条件】

- (1) ウイルス対策ツールがインストールされ、パターンファイルが最新の状態であること。
- (2) オペレーティングシステム（OS）が最新の状態であること。
- (3) ファイル共有ソフトウェアや不正プログラムがインストールされていないこと。

○許可を得て持ち込み使用する場合も、ネットワークに接続しないこととし、次の安全管理措置を遵守すること。

【安全管理措置】

- (1) 重要性Aの情報資産を扱わないこと。
- (2) 業務利用する必要がなくなった場合は、業務に関する情報を削除すること。

○一人一台パソコンに記録媒体等を接続する場合は、別途振興部情報企画課に利用申請を行う必要があるため、情報化スタッフまで申し出ること。

【参考】愛知県情報セキュリティポリシー第29条第2項（関係部分抜粋）

(5) 配備されたもの以外のパソコン等の使用禁止

イ 配備されたもの以外のパソコン、モバイル機器、記録媒体等を業務に利用しないこと。ただし、利用しなければ職務の遂行に支障をきたすとして、記録に残る形で情報セキュリティ管理者の許可を得た場合を除く。

ロ 配備されたもの以外のパソコン、モバイル機器、記録媒体等は、外部委託事業者等が業務で利用する場合等でネットワーク管理者が認めた場合を除き、ネットワークに接続しないこと。

ハ 情報セキュリティ管理者の許可を得て、配備されたもの以外のパソコン、モバイル機器、記録媒体等を用いる場合には、次号に規定する安全管理措置を遵守すること。

(6) 配備されたもの以外のパソコン等で情報処理作業を行う際の安全管理措置

イ 作業を行う前に不正プログラム対策ソフトウェアによるチェックを実施すること。

ロ 利用するパソコンやモバイル機器にファイル共有ソフトウェアが導入されていないことを確認すること。

ハ 重要性Aの情報資産を扱わないこと。

ニ 業務利用する必要がなくなった場合は、業務に関する情報を削除すること。